

# 旭区連合自治会町内会連絡協議会 4 月定例会



旭区マスコットキャラクター  
あさひくん

日 時：令和 6 年 4 月 18 日（木）

午前 10 時 00 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

## 1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） (旭警察署) <b>【資料 1 - 1】</b>	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） (旭消防署) <b>【資料 1 - 2】</b>	単会 会長

## 2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	令和 6 年度初期消火器具整備費補助事業について（周知依頼） (旭消防署) <b>【資料 2 - 1】</b>	単会 会長
(2)	<b>GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲出について（依頼）</b> (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課／旭区 区政推進課) <b>【資料 2 - 2】</b>	掲示
(3)	<b>GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）</b> (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課／旭区 区政推進課) <b>【資料 2 - 3】</b>	単会 会長
(4)	横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について（情報提供） ※ 募集期間：令和 6 年 4 月 18 日（木曜日）から令和 6 年 5 月 31 日（金曜日）まで (みどり環境局 公園緑地管理課) <b>【資料 2 - 4】</b>	<b>連長</b>
(5)	自治会町内会館整備について（事業説明） (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) <b>【資料 2 - 5】</b>	単会 会長
(6)	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣 及び補助対象となる会館の拡大について（事業説明） ※ 申請期間：令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 9 月 30 日（月）まで (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) <b>【資料 2 - 6】</b>	単会 会長
(7)	自治会町内会加入促進用リーフレットについて（情報提供） (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) <b>【資料 2 - 7】</b>	単会 会長
(8)	令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について（情報提供） (資源循環局 政策調整課／旭区 地域振興課) <b>【資料 2 - 8】</b>	<b>連長</b>
(9)	令和 6 年度日本赤十字社会費募集について（依頼） (日赤旭区地区委員会（旭区社会福祉協議会）) <b>【資料 2 - 9】</b>	<b>連長</b>

### 3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

(自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。)

番号	議題	配布先
(1)	令和5年度日本赤十字社会費募集結果報告について(情報提供) (日赤旭区地区委員会(旭区社会福祉協議会))【資料3-1】	連長
(2)	令和6年度日本赤十字社会員増強運動(会費募集)の納入について(依頼) (旭区社会福祉協議会)【資料3-2】	別送
(3)	令和6年度旭区更生保護協会会費の納入について(依頼) (旭区社会福祉協議会)【資料3-3】	別送
(4)	令和6年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業活動助成金について(情報提供) ※ 申請期限: 令和6年6月28日(金)まで (旭区 地域振興課)【資料3-4】	単会 会長
(5)	令和6年度「旭区タウンミーティング」の実施について(依頼) ※ 提出期限: 原則開催希望日の2か月前まで (旭区 地域振興課)【資料3-5】	連長
(6)	「地域活動に役立つ! デジタル活用講座」の結果報告について(情報提供) (旭区 地域振興課)【資料3-6】	単会 会長

### 4 その他(情報提供、講演会・催事等の案内等)

(自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します)

番号	議題	配布先
(1)	広報紙「保護司会だより旭第42号」の配布について(情報提供) (旭区社会福祉協議会)【資料4-1】	単会 会長
(2)	広報紙「更女だよりあさひ」第11号の発行について(情報提供) (旭区更生保護女性会(旭区社会福祉協議会))【資料4-2】	連長
(3)	働き・子育て世代に対する情報発信の調査について(情報提供) (旭区 福祉保健課)【資料4-3】	連長
(4)	令和6年度「全国瞬時警報システム(Jアラート)」一斉情報伝達試験の実施について(情報提供) (旭区 総務課)【資料4-4】	単会 会長
(5)	「緊急時情報伝達システム」の登録について(依頼) ※ 報告期限: 令和6年5月31日(金)まで (旭区 総務課)【資料4-5】	単会 会長
(6)	令和6年度 連合自治会町内会主催の防災訓練計画書の御提出について(依頼) ※ 提出期限: 令和6年7月26日(金)まで (旭区 総務課)【資料4-6】	連長
(7)	「あさひ安全・安心かわら版」について(情報提供) (旭区 総務課)【資料4-7】	単会 会長
(8)	各種表彰の受賞者について(情報提供) (旭区 総務課)【資料4-8】	連長

(9)	<p>広げよう、SDGsの輪！令和6年度旭区SDGs月間 エントリー行事募集について（情報提供）</p> <p>※ エントリー期間：令和6年4月18日（木）から6月30日（日）まで          （旭区 区政推進課）【資料4-9】</p>	単会 会長
(10)	<p>「旭区地域活動のしおり」の配布について（情報提供）          （旭区 地域振興課）【資料4-10】</p>	単会 会長
(11)	<p>「みなくるだより」の自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）          （旭区 地域振興課）【資料4-11】</p>	掲示
(12)	<p>自治会町内会での「あさひ青指だより」チラシの掲示について（依頼）          （旭区 地域振興課）【資料4-12】</p>	掲示

#### 5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

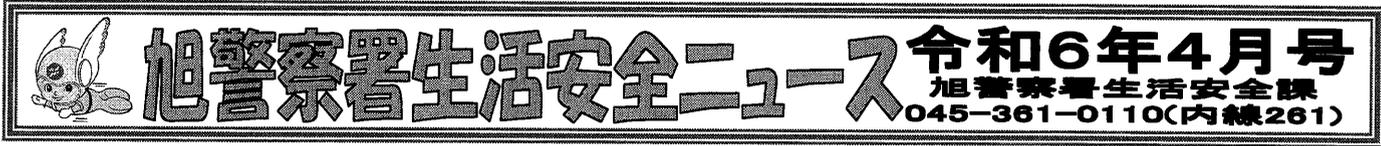
- (1) 今宿地区だより（第36号） ※今宿地区町内会自治会連合会 広報紙
- (2) みんなの若葉台（No.464） ※若葉台連合自治会 広報紙
- (3) ささのだいニュース（Vol.48） ※笹野台地区連合自治会 広報紙

定例会結果報告はこちら



#### 【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 5月定例会  
 日 時：令和6年5月17日（金） 午前10時00分から  
 場 所：旭公会堂講堂（旭区役所4階）

旭警察署生活安全ニュース 令和6年4月号  
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

 刑法犯の発生状況 令和6年3月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	14	19	-5
空き巣	2	7	-5
車上ねらい	7	8	-1
部品ねらい	8	12	-4
自動車盗	2	2	±0
オートバイ盗	14	8	+6
自転車盗	25	25	+0
不同意わいせつ	2	2	±0
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
器物損壊、忍込み等	95	105	-10
総件数	169	188	-19

● 特殊詐欺について  
 旭区全域で特殊詐欺の前兆電話が多数入電しています。  
 特殊詐欺の手口の一つとして預貯金詐欺があります。  
 最近の騙しの電話は、区役所を騙り、「医療費の還付があります。手続きに新しいキャッシュカードが必要です。」等と電話をかけてきて、区役所職員を装う人が、自宅にキャッシュカードを取りに来るものです。  
 電話で「カード・お金・ATM」等という言葉聞いたら、それは詐欺です。  
 被害者の方のほとんどが、特殊詐欺の手口を知っていて、騙されています。  
 自宅の電話に迷惑電話防止機器を取り付けることで、被害を防止しましょう。

① 特殊詐欺の発生状況 令和6年3月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	355	526	-171

令和6年 被害金額 約8億6000万円

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	14	19	-5

令和6年 被害金額 約1400万円

☆ 旭警察署からのお知らせ  
 ~あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます!~  
 あさひ安全・安心かわら版に登録を!!  
 旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。  
 地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。  
 ※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。  
 ○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。  
 ○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなであつくりよう! 安全・安心の街 旭!

あさひ地域安全ニュース

旭警察署生活安全課通信令和6年4月号

電子マネーの購入に戸惑っている方は、架空料金請求詐欺にダマされている可能性があるため、店員や警察にお知らせ下さい。



この姿にピン  
と気付いたら110番

皆さんで詐欺を防ぎましょう！

# 特殊詐欺発生件数(3月)

発生件数 6件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
2月14日	笹野台4丁目	区役所騙り	キャッシュカード4枚、通帳2通	相手が名乗った身分を信じた					
2月22日	白根6丁目	区役所騙り	キャッシュカード2枚						
2月26日	上白根町	区役所騙り	約50万	相手が名乗った身分を信じた					
2月27日	本宿町	区役所騙り	キャッシュカード2枚、通帳1通	自分が騙されると思っていなかった					
2月28日	東希望が丘	年金事務所騙り	99万	相手が名乗った身分を信じた					
3月22日	二俣川2丁目	区役所騙り	キャッシュカード4枚、通帳1通	焦らされて考える暇が無かった					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	1件					1件	1件		
累計	2件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月					1件				
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月								1件	
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月						1件			
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件



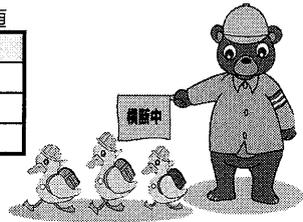
◎3月末の事故状況前年対比

※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	135	3	5	148	153
2023年	120	0	7	127	134
前年比	+15	+3	-2	+21	+19

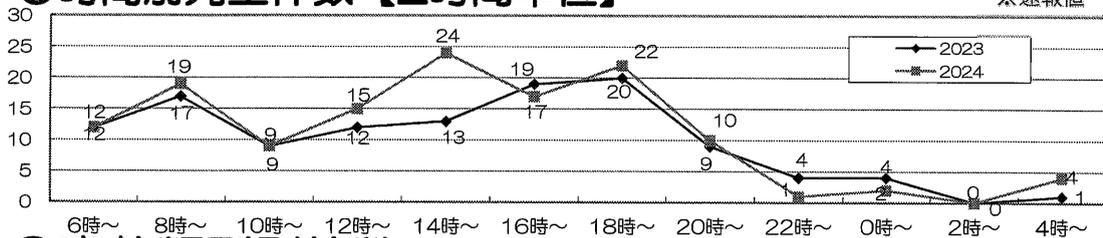
2024年月別  
事故発生件数

1月	2月	3月
38	43	54



◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2023			2024		
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	16	0	16	20	0
	その他	19	0	21	18	1
車両相互	すれ違い時	1	0	1	1	0
	出会い頭	4	0	4	11	1
	右折時 その他	6	0	6	7	0
	右折時 右折直進	15	0	15	17	1
	左折時	4	0	4	7	0
	正面衝突	1	0	1	8	0
	車両相互その他	20	0	24	21	0
	追突	20	0	28	19	0
追越追抜き時	5	0	5	1	0	
車両単独	車両単独	9	0	9	4	0
列車	列車	0	0	0	1	0
合計		120	0	134	135	3

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯 ○ 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 令和5年4月1日からすべての自転車利用者に対し  
ヘルメットの着用努力義務化となっています



自転車マナーアップ強化月間

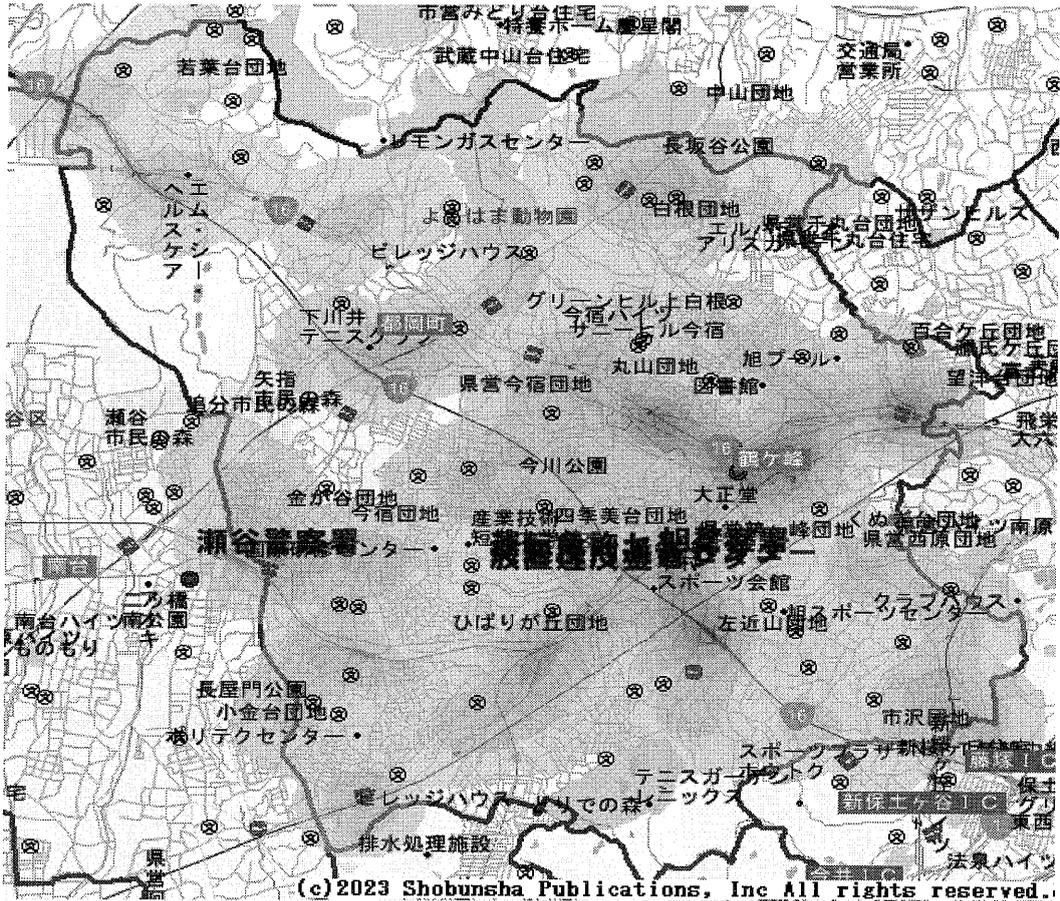
令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

「自転車も 乗れば車の 仲間入り」



# ◎旭警察署管内 町内会別

令和6年3月末現在



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	-1	0	0	0	0
鶴ヶ峰	22	+5	10	4	1	9
白根	9	+1	3	1	0	5
旭北	5	-3	3	1	1	1
上白根	7	+2	0	2	0	4
今宿	10	-1	5	3	0	2
川井	16	-7	3	1	1	4
若葉台	2	0	1	0	0	1
笹野台	5	+2	0	1	0	3
希望が丘	5	+3	1	0	0	2
希望が丘東	6	+1	1	2	0	3
希望が丘南	6	+4	3	1	0	1
さちが丘	7	+4	1	1	0	2
万騎が原	2	-2	0	1	0	0
二俣川	13	+6	5	3	1	2
二俣川ニュータウン	1	0	0	0	0	0
旭中央	3	0	3	0	0	1
旭南部	7	+2	1	0	0	4
左近山	1	-1	0	0	0	1
市沢	8	0	2	0	0	2
総計	135	15	42	21	4	47

(注)

\* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

## 旭区内火災発生状況（3月中：4件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
3月17日	今宿東町	雑草	雑草3㎡焼損	火遊び(推定)
3月21日	本村町	乗用車	車両1台、保土ヶ谷バイパス法面50㎡及びガードレール焼損	調査中
3月28日	白根二丁目	乗用車	エンジンルーム内残置の繊維製ウエス1枚焼損	排気管
3月31日	さちが丘	専用住宅	専用住宅 1棟200㎡焼損	調査中

各年の1月1日から同年3月31日(現在)

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	9	15	△6	172	208	△36
	焼損床面積(㎡)	333	61	272	1,861	1,759	102
	死者(人)	1	0	1	12	4	8
	負傷者(人)	2	1	△1	28	28	0
救急状況	救急件数(件)	4,337	3,881	456	63,598	57,899	5,699
	1日当たりの出場件数(件)	47.7	43.1	4.6	698.9	643.3	55.6

(備考) 令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

## 消火栓を使用する訓練等での、 消防署への「相談・報告」のお願い

### 1 消火栓を使用する訓練

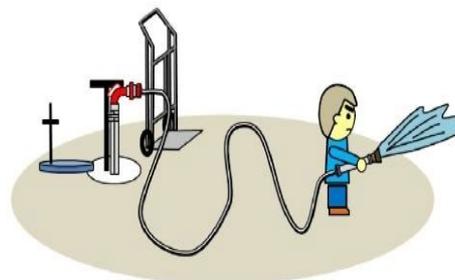
- ・初期消火箱を使用した訓練
- ・スタンドパイプ式初期消火器具を使用した訓練
- ・放水訓練や放水体験

### 2 理由

- ・ご家庭の水道水の圧力の低下
- ・ご家庭の水道水の濁水(配管内の錆などの混入)

### 3 相談・報告要領

- ・1か月前までに消防署(消防出張所)への相談・報告をお願いいたします。
- ・訓練日時、使用する消火栓の場所



【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 予防係  
電話・FAX 045(951)0119

# 令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から同年3月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	1	1			
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	1		1		
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1		1			
四季美台						
今川町	1				1	
今宿東町	1				1	
今宿西町						
今宿南町						
6件						
さちが丘	さちが丘	1		1		
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
	善部町					
1件						
都岡	川井本町					
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
	上白根二丁目	1		1		
上白根三丁目						
1件						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	1		1		
	左近山					
	万騎が原					
	大池町					
1件						
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
	若葉台四丁目					
0件						
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
1件						
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
中尾二丁目						
0件						
矢指町						

合計	9	件	建物	車両	林野	その他
			4	3	0	2

\* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

## 旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	3月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		2
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会		1
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会	1	1
川井地区町内会自治会連合会		
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	3月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会	1	1
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	2	2
合計	4	9

# 区連会 資料 2 - 1

## 初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、9月30日（月）までに消防署に御提出をお願い致します。

### 3 申請要件

下記3つに当てはまる単位自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 4 申請方法

- (1) 受付期間：令和6年4月1日（月）から9月30日（月）まで
  - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、消防署に御提出をお願い致します。
- ※申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 5 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合  
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合  
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

【お問い合わせ先】  
旭消防署総務・予防課予防係  
担当 中澤・大塚  
電話/FAX 045-951-0119

第1号様式（第5条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 ( )

### 初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 整備種別  初期消火箱、 スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備内容  新規設置、 更新設置、 一部更新設置

3 整備費用総額 \_\_\_\_\_ 円

4 設置場所  
\_\_\_\_\_ 区

5 設置場所周辺の状況等

- 地域に消火栓がある（初期消火箱の場合 直近\_\_\_\_mに消火栓あり）
- 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- 定期的に訓練を実施する

6 申請理由  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

7 添付書類

- 見積書の写し
- 初期消火器具設置位置図
- 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し

## GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蜷川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

### 3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

## GREEN×EXPO 2027の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

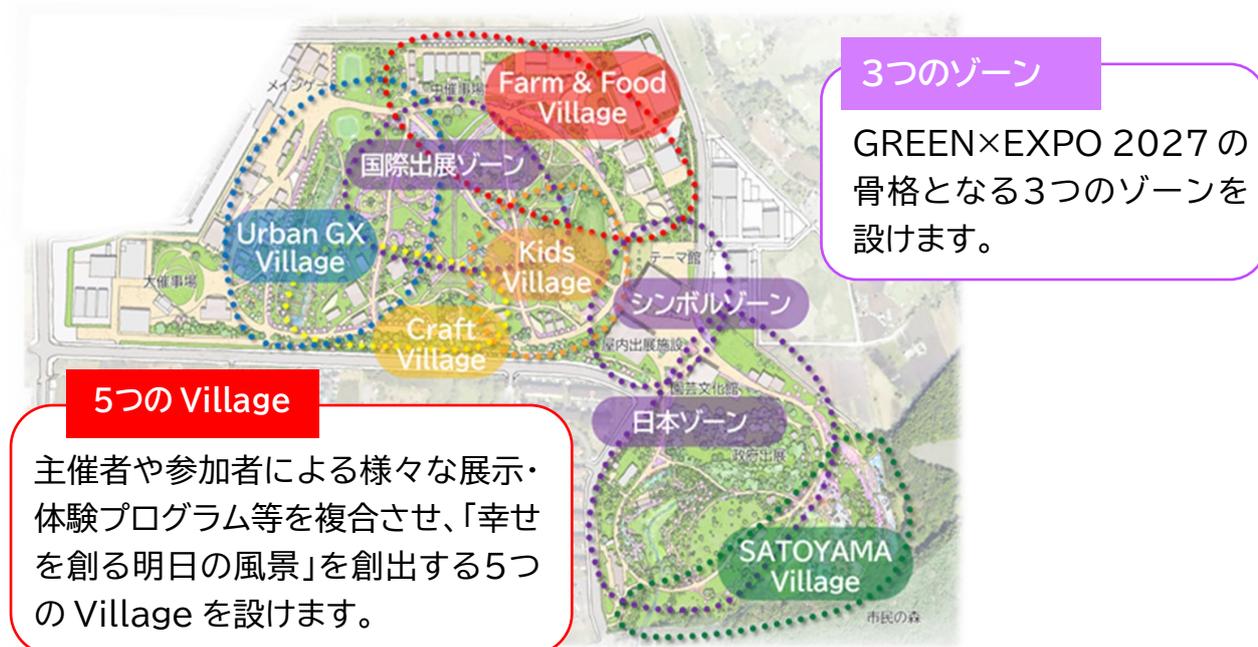
【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は2027年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

### 3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

#### 4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
連絡先：Tel 671-4627  
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和6年4月18日(木曜日)から令和6年5月31日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8時45分から17時まで

みどり環境局公園緑地管理課  
担当 関本、井上、入本  
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916  
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

## 『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様にご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりや子どもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲子どもログハウスのリノベーション

# 横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は  
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出 令和6年5月31日まで (切手不要)  
横浜市中央区本町6丁目50番地の10  
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】  個人(住民)  その他(事業者等)

【住所】  横浜市 \_\_\_\_\_ 区  横浜市外

【年代】  ~9歳  10歳代  20歳代  
 30歳代  40歳代  50歳代  
 60歳代  70歳代  80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上  週1回未満~月1回以上  
 月1回未満~年1回以上  年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて  
ご意見をお聞かせください。  
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

### 応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)  
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム  
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。  
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。  
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111ffed/start>

### お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課  
電話番号: 045-671-2642



### 注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



## 1 これまでの経過

### (1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- 「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

### (2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

#### ア 禁煙の試行結果

- 駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- 天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

#### イ 現地アンケート調査結果

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- 従前から喫煙者が少ないことも自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

## 2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- 駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- 条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

## 3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

#### (行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

#### 回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



▲ 試行中の公園の様子

# 区連会 資料 2-5

市連会 4 月 定例会 説明資料  
令和 6 年 4 月 10 日  
市民局 地域活動推進課

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 7 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 7 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）令和 6 年度の変更点

##### ・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

##### ・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和6年7月12日（金）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

#### 5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

## ◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

### 3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

#### 【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00 / 13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

### 4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

**【補助対象】**

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合（※）

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

**【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】**

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

**【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】**

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

# お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

## 建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、  
付帯工事の有無、注意点  
など

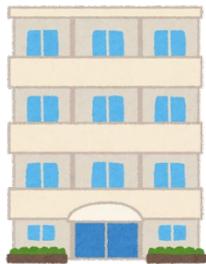
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について  
聞きたい！  
申請方法がわからない…  
は、こちらへ

# マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、  
マンション管理組合が管理する集会室でも、  
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合  
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

## 補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が  
活動の拠点(会館)  
として利用

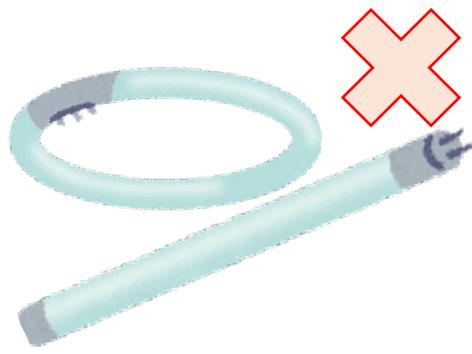
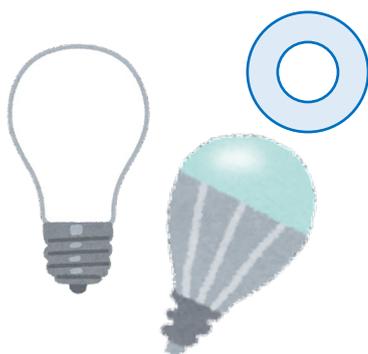
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する  
管理団体(マンション管理組合など)と  
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、  
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

# 電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ  
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は  
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

# 区連会 資料 2-7

区連会 4 月定例会説明資料  
令和 6 年 4 月 18 日  
横浜市町内会連合会事務局  
(横浜市市民局地域活動推進課)

## 自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

### 1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

### 3 リーフレットの概要

#### (1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

#### (2) 仕様、デザイン

大きさ：A4三つ折り

下記写真のとおり



### 4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局  
(横浜市市民局地域活動推進課)  
担当 川口、渡邊  
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734  
sh-jichikai@city.yokohama.jp

## 令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

### 1 家庭ごみ収集量

#### 家庭ごみ収集量

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	515,437 トン	53,258 トン	50,256 トン
令和 4 年度	534,545 トン	54,897 トン	52,107 トン
増減	▲19,108 トン (▲3.6%)	▲1,639 トン (▲3.0%)	▲1,852 トン (▲3.6%)

### 2 お願いしたいこと

【区連長・地区連長】ご承知おきください。

### 3 令和 6 年度に向けて

日頃から、ごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただき、ありがとうございます。

横浜市役所では、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、引き続き着実にごみの収集・運搬・処理・処分を実施してまいります。

また、令和 6 年 1 月に新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定しました。計画に基づきプラスチックごみの分別・リサイクル拡大を、令和 6 年 10 月に 9 区で、令和 7 年 4 月からは全 18 区で実施します。実施に向けて市民の皆様が新たな分別ルールに取り組んでもらえるよう説明会を実施していきます。

ごみに関してお困りごとがありましたら、お近くの収集事務所までご相談ください。

令和 6 年 10 月 先行実施区		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和 7 年 4 月 実施区		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区

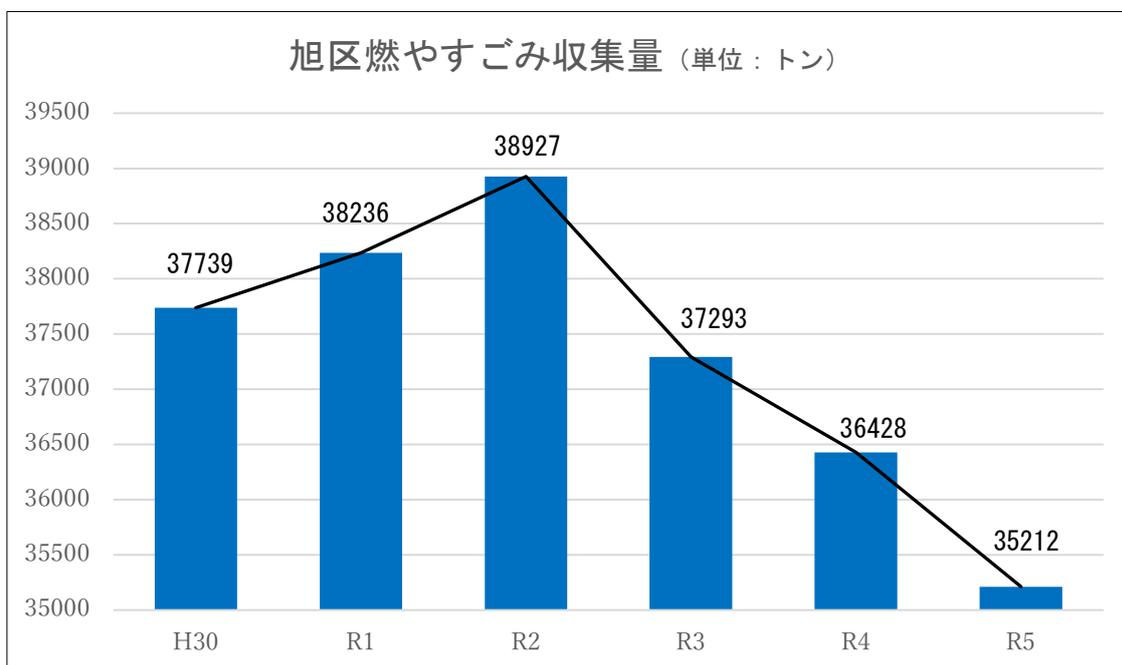


担 当：資源循環局政策調整課  
電 話：6 7 1 - 2 5 0 3  
F A X：5 5 0 - 4 2 3 9  
Eメール：[sj-seisaku@city.yokohama.jp](mailto:sj-seisaku@city.yokohama.jp)

【参考】

旭区家庭ごみ収集量 【単位：トン】

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	35,212	3,131	3,402
令和 4 年度	36,428	3,200	3,509
増減	▲ 1,217 (▲3.3%)	▲69 (▲2.2%)	▲107 (▲3.1%)



## 令和 6 年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。  
令和 6 年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

### 1 事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法・家庭看護法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく会費によって賅われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集に対する御協力をお願いしております。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】郵送等で単位会長あて資料を送付します。

定例会等で協力いただくよう周知をお願いします。

#### 【御依頼事項】

#### (1) 令和 6 年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和 6 年度募集依頼額

208,593,000円 (前年度同額)

イ 会費の一世帯あたりの金額 (参考額)

200円程度

#### (2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

### 3 実施期間

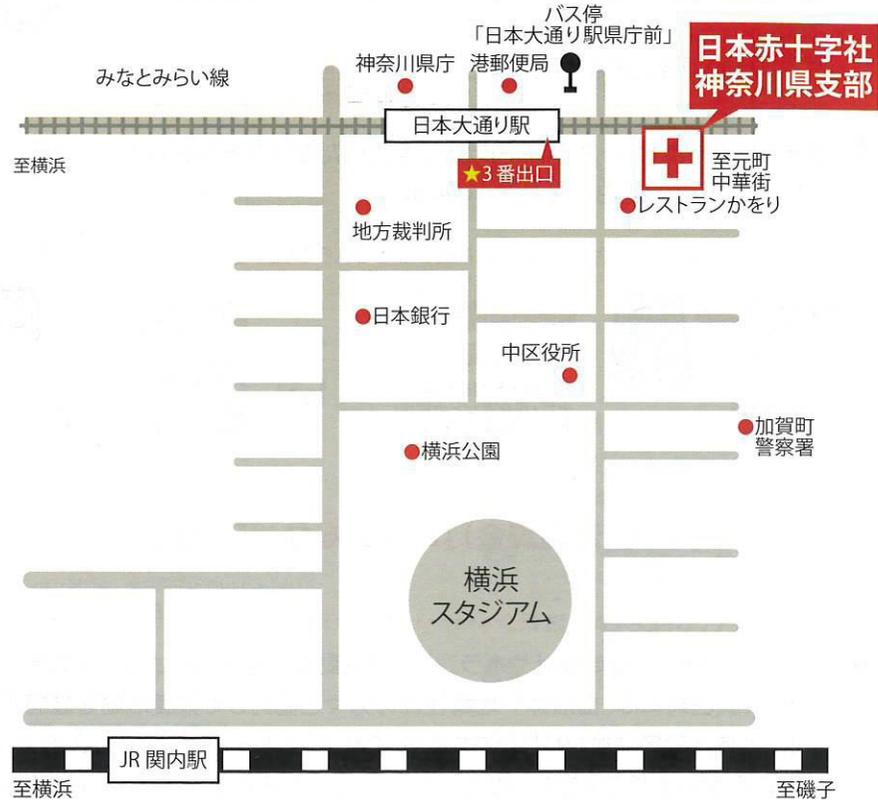
令和 6 年 5 月 (赤十字運動月間) を中心とする通年

### 4 添付資料

(1) 令和 6 年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット (A 5 版)

(2) 令和 6 年度日本赤十字社神奈川県支部会費募集チラシ (A 4 版)

日本赤十字社 神奈川県支部 横浜市地区本部  
(横浜市 健康福祉局 福祉保健課)  
担当 長澤、服部  
電話 045-671-4044 /FAX 045-664-3622



©渋谷敦志

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

# わたしたちの神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

**日本赤十字社** 神奈川県支部  
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7  
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



わたしたちの神奈川だから



日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して

救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守る活動を

これからも続けてまいります。

## CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社の使命	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
決算報告/事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

## 令和5年度の活動の一例のご紹介

### 令和6年能登半島地震災害

苦しんでいる人を救いたい



地震が発生した令和6年1月1日以降、県内にある横浜市立みなと、秦野、相模原の各赤十字病院の救護班をはじめ全国の赤十字病院救護班が、被災地に入り、避難所の巡回診療など被災者に寄り添った活動を行いました。

#### 「赤十字de自由研究」 (8月)

夏休みの4日間、小学生を対象に赤十字のことを学んだり、救命手当を体験していただきました。



#### 「NHK海外たすけあい」 (12月)

毎年実施している本キャンペーンの趣旨に賛同した県内の赤十字ボランティアが、募金活動を行いました。



# 日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## 今からおおよそ160年前

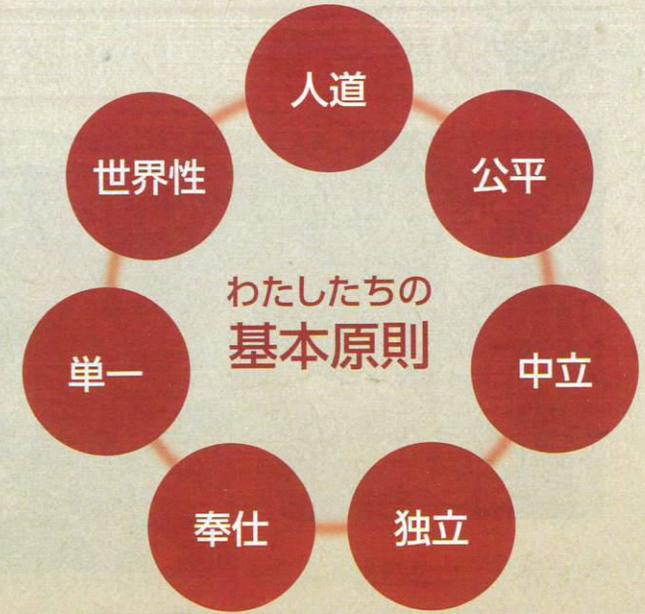
スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。

現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則にしがたって行動しています。



アンリー・デュナン



## 日本赤十字社



### 日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。

このとき元老院議員であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



### 日本赤十字社 神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県委員会」として神奈川県庁内に開設されました。災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

## 国際的な赤十字組織

### 赤十字国際委員会

ICRC: International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

### 国際赤十字・赤新月社連盟

IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。

## 災害救護事業



いつ起こるか  
分からない  
災害に備えて  
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

### 救援物資の例



#### 毛布

保管や配送を考  
えて真空パックで  
圧縮しています。



#### 緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク  
やウェットティッシュ等の  
衛生用品などが収納され  
ています。



#### 安眠セット

マットレス・空気  
枕・アイマスクなど  
が収納されて  
います。



#### 援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなど  
の身の回りの品を収納し、県  
内各市区町村の窓口に配備  
しています。火災・風水害な  
どの際に配布します。

## 救急法等の講習



大切な人を  
救うため  
それはあなたに  
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2022年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	519回	12,730人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	73回	1,901人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした。	
健康生活支援講習	高齢者を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	54回	1,069人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	119回	1,698人
		合計765回	17,398人

## 血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



## 国際活動



災害・紛争・病気…  
世界中で  
苦しむ人を  
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。神奈川県支部では、気候変動等レジリエンス強化事業(ルワンダ)、保健医療支援事業(バングラデシュ)、救急法普及支援事業(ラオス)などに取り組みました。

## 社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で37の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県の指定管理者として運営しています。

## 赤十字ボランティア



赤十字の  
使命とする  
人道的な活動を  
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

## 青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、さまざまな活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



## 医療事業



皆さまに  
信頼される  
病院の運営を  
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

## 看護師の養成



災害救護や国際救援など  
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

## 赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

令和6年度 事業予算

決算合計 1,072,378,690円

予算合計 1,030,597,000円

様々な事業を実施することができました  
ご協力ありがとうございました



皆さまからお寄せいただく活動資金で  
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。

※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

## 会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

### 地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

### 郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012



受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

### 口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

### クレジット カード

2,000円以上の任意の金額  
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み  
フォーム



### 遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。  
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

### 周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

### 寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

## 募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

- 1 委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを  
持ち、各ご家庭を訪問します。

**委嘱状**

会費(活動資金)募集の  
業務をお願いしている証。

**受領証(10枚つぶり)**

会費(活動資金)を受領した  
際に発行します。

**協力会員門標**

寄付者の皆さまに  
お渡しします。

**パンフレット**

この  
冊子です。

**チラシ**

配布、  
または  
回収します。
- 2 チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、  
受領証を発行します。  
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。
- 3 各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを  
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。
- 4 各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを  
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

## 会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を  
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。  
会員として加入いただいた方\*には年2回程度、会員誌などをお送りします。  
※会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。  
また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

## 税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月)*	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
	指定寄付金 (募集期間 4月～9月)*	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

## 表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

### 日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長  
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色  
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色  
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別  
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

### 国からの表彰

厚生労働大臣  
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

# 市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルテ鶴見2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8パレールビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
* 川崎区地区大師分区	〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大師地区健康福祉ステーション 保護課	044-271-0148
* 川崎区地区田島分区	〒210-0852 川崎市川崎区綱管通2-3-7 川崎区役所 田島地区健康福祉ステーション 保護課	044-322-1981
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小形町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第2庁舎1階西側 福祉総務課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 健康福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-73-8022
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 子育て健康課	0465-84-0327
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

# 神奈川県内の 赤十字施設



- 赤十字施設
- 献血ルーム

- 1 **日本赤十字社神奈川県支部**  
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7  
TEL 045-681-2123
- 2 **横浜市立みなと赤十字病院**  
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1  
TEL 045-628-6100
- 3 **秦野赤十字病院**  
〒257-0017 秦野市立野台1-1  
TEL 0463-81-3721
- 4 **相模原赤十字病院**  
〒252-0157 相模原市緑区中野256  
TEL 042-784-1101
- 5 **神奈川県赤十字血液センター**  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7  
TEL 045-834-4611
- 6 **神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**  
〒243-0035 厚木市愛甲1837
- 7 **神奈川県ライトセンター**  
〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2  
TEL 045-364-0023

- 1 **横浜SKY献血ルーム**  
〒220-0011 横浜西区高島2-19-12  
スカイビル27階  
TEL 045-444-1088
- 2 **横浜Leaf献血ルーム**  
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1  
横浜ファーストビル14階  
TEL 045-534-7173
- 3 **二俣川献血ルーム**  
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2  
TEL 045-361-0330
- 4 **かわさきルフロン献血ルーム**  
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11  
川崎ルフロン9階  
TEL 044-245-1857
- 5 **みぞのくち献血ルーム**  
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1  
ノクティプラザ1 10階  
TEL 044-813-0311
- 6 **クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**  
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8  
大安興業ビル4階  
TEL 0466-25-8877
- 7 **海老名献血ルーム**  
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1  
VINA GARDENS PERCH 8階  
TEL 046-240-8655

## 赤十字についてのQ&A



### Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます。会員誌などをお送りします。

たとえば…皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

<p>2,000 円で</p> <p><b>毛布1枚</b></p>  <p>災害時、避難所 などでの生活に。</p>	<p>4,000 円で</p> <p><b>援護物資</b></p>  <p>県内各市町村に配備し、 火災・風水害などの被害に あった方にお届けします。</p>	<p>5,000 円で</p> <p><b>緊急セット</b></p> <p>1セット4人分</p>  <p>避難所生活時に必要と なる物が収納されています。</p>
--	---	--

### Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で 行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

### Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2268

# 苦しんでいる人を救いたい

いかなる状況下であっても赤十字の使命は変わりません。



©渋谷敦志

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

あなたのご寄付は、  
令和6年能登半島地震をはじめとする  
災害救護活動や災害への備えなど、  
カタチを変えて苦しんでいる人の  
支えとなります。



いのちを  
救う

災害が  
発生！

生活を  
支える

きもちに  
寄り添う



▲寸断された道路を自衛隊員と進む同救護班(石川県珠洲市)

## 赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

# 赤十字活動資金の使い道

## 令和4年度 決算報告

決算合計 **1,072,378,690円**

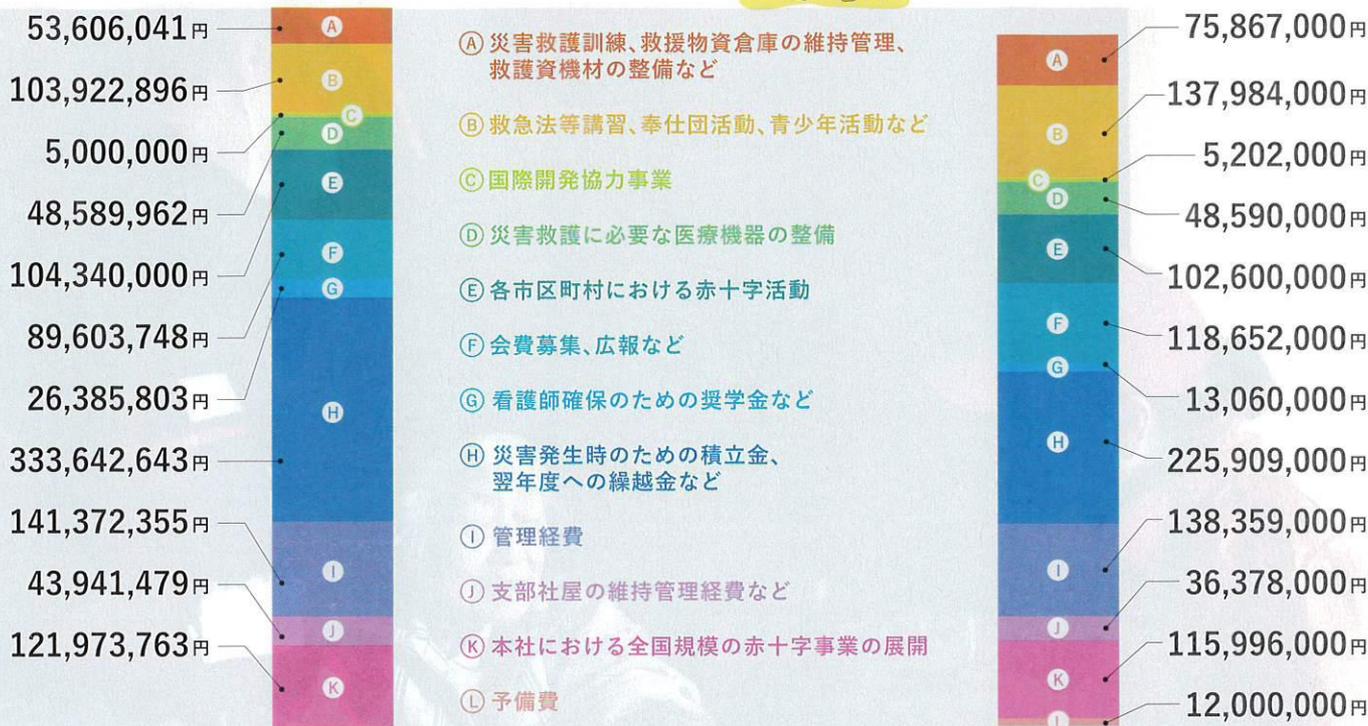
様々な事業を実施することができました  
ご協力ありがとうございました



## 令和6年度 事業予算

予算合計 **1,030,597,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で  
次の事業を予定しています



- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な医療機器の整備
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費

※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

### Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば・・・  
皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円  
毛布1枚

災害時、避難所などでの生活に。



4,000円  
援護物資

県内各市町村に配備し、火災・風水害などの被害にあった方にお届けします。



5,000円  
緊急セット

1セット4人分  
避難所生活時に必要となる物が収納されています。



### Q 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

- A **赤十字活動資金とは** 災害救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。
- 義援金とは** ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。
- 救援金とは** 海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字社・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援活動などに使われます。

日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

口座振替

クレジットカード決済

遺贈・相続財産寄付

各金融機関でのご寄付

# 区連会 資料3-1

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部旭区地区委員会  
委員長（旭区長）権藤 由紀子

## 令和5年度 日本赤十字社会費募集の結果報告について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年度の会費募集につきましては、自治会町内会の皆様から、別紙のとおり **11,258,884円**をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

なお、令和6年度におきましても5月1日から「日本赤十字社寄付増強月間」が始まり、会費募集が開始されます。つきましては、例年同様に皆様のご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

### 【事務局】

日赤旭区地区委員会

担当：杉山・門脇

TEL：392-1123

FAX：392-0222

[別紙]

## 令和5年度 日赤会費募集結果一覧

令和6年3月31日時点

(単位:円)

番号	地区連合町内会	地域振興課 登録世帯数	日赤会費目安額	日赤会費実績額
1	鶴ヶ峰	8,896	1,071,750	1,027,608
2	白根	4,230	562,240	559,678
3	旭北	4,881	775,700	800,003
4	上白根	650	96,900	78,182
5	今宿	4,562	623,140	684,822
6	川井	4,240	539,700	517,210
7	若葉台	5,069	842,480	875,965
8	笹野台	3,840	601,540	652,636
9	希望が丘	3,276	392,040	444,495
10	希望が丘東	5,319	921,040	948,570
11	希望が丘南	2,895	380,260	452,582
12	さちが丘	3,749	442,210	634,487
13	万騎が原	2,730	370,440	366,937
14	二俣川	5,363	657,800	666,380
15	二俣川NT	3,953	451,060	518,574
16	旭中央	1,837	209,420	215,416
17	旭南部	3,718	522,630	575,991
18	左近山	4,311	491,450	491,450
19	市沢	1,870	377,530	362,187
20	その他	5,843	450,860	385,711
	<b>【合計】</b>	81,232	10,780,190	11,258,884

補足) 目安額の算出について

\* 日赤会費を ①戸別募集する自治会町内会……………前年度実績額の85%

\* 日赤会費を ②自治会費より寄付金扱いの自治会町内会……………95%世帯数×120円

※参照登録世帯数… 令和5年1月13日

# 区連会 資料 3-2

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様  
各自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部旭区地区委員会  
委員長（旭区長）権藤 由紀子

## 令和6年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

また、日頃より会員増強運動（会費募集）の推進にご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

今年度の会費募集につきましても、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

### 1 お願いたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び会費納入にご協力をお願いいたします。

### 2 ご留意いただきたい点

これまで日本赤十字社会費は、更生保護協会会費と同じ払込票（赤色）を使用し、ゆうちょ銀行での払込をお願いしていましたが、令和5年度から日本赤十字社会費の専用払込票（青色）にて払込をお願いしています。この専用払込票をご使用いただくことにより、ゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除となります（ATMでのご利用はできません）。

なお、払込先は「日本赤十字社神奈川県支部」となりますが、旭区地区委員会の実績として処理されます。

【事務局】旭区社会福祉協議会 杉山・門脇  
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

## 日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の取扱について

日本赤十字社会費募集は任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次のとおりお取扱いをお願いいたします。

### 1 日赤会員増強運動（会費募集）について

日本赤十字社は、災害発生時における国内外の救援活動や血液事業、看護師養成等の諸事業の遂行により、地域社会の福祉の向上に大きく貢献しています。

これら日本赤十字社の諸事業は、政府の補助金によるものでなく、みなさまから寄せられた会費（寄付金）によって運営されております。

令和6年度におきましても、5月1日から「赤十字運動月間」がスタートし、会員増強運動（会費募集）を進めてまいります。

つきましてはご多忙のところ誠に恐縮でございますが、別紙資料をご参照のうえ、また募集用資材のポスター・チラシ等をご活用いただき、自治会町内会のみなさまに赤十字運動へのご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

### 2 運動期間（会費納入期日）について

例年、7月末を目安にお願いしてはいますが、今年度も自治会町内会の状況に合わせて柔軟にご対応いただき、令和6年9月末を目安にご納入くださいますようお願い申し上げます。

### 3 日本赤十字社会費目安額について

(1) 目安額は別紙1【目安額および資材内容一覧】をご確認ください。

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

①会費を戸別募集する自治会町内会

前年度募集実績額×85%

②会費を自治会費からご寄付いただく自治会町内会

地域活動推進費申請世帯数×95%×120円

### 4 資材について

令和6年2月にご回答いただいた資材アンケートに基づき、別紙1【目安額および資材内容一覧】のとおり資材を同封しています。不足等がございましたら別紙2【資材追加送付依頼書】または電話等にて事務局までご請求ください。

※領収書は、取扱いにご注意いただき、自治会町内会で保管をお願いいたします。

※新たに会員になられた方(会費500円以上ご協力いただいた方)のうちご希望の方には「協力会員門標」をお渡しいたします。事務局までご請求ください。

※2,000円以上ご協力いただいた方には「会員門標」を支部からご郵送いたします。

## 5 会費納入方法について

日本赤十字社会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのご納入をお願いいたします。

### (1) 振込の場合

同封の専用払込票（青色）により最寄りの郵便局からお振込みください。硬貨取扱手数料は免除となります。領収書は後日ご郵送いたします。

※払込1件につき10万円を超える送金に対し、郵便局によっては依頼人確認のため免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則等の提示が求められることがあります。ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

### 【払込票見本】

99 横浜 払込取扱票										振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号										金額									
002908										20001									
加入者名 日本赤十字社神奈川県支部					料金					備考					免				
ご依頼人・通信欄 おところ・おなまえ * 241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 (電話番号 - - )										記入事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。 切り取らないでお出しください。									
【No.1 ●●自治会】 <●●は印字済>										日附印									
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号) これより下部には何も記入しないでください。										日附印									

### (2) 事務局（旭区社会福祉協議会内）窓口にお持ちいただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

なお、更生保護協会会費とあわせて窓口にお持ちいただく場合は、その旨をお申し出ください。

## 目安額および資材内容一覧

会費を戸別募集する自治会・町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和6年度 日赤会費（目安額）：\_\_\_\_\_円

算出根拠

前年度募集実績額（\_\_\_\_\_円）×85%

## ◇資材内容一覧

世帯数：\_\_\_\_\_ 世帯/班数：\_\_\_\_\_ 班

資材名	数量
(1) 払込取扱票 (郵便局専用・青色)	枚
(2) 委嘱状 (各組・班で会費を取扱われる奉仕者用)	枚
(3) パンフレット (赤十字事業ご案内・各班回覧用)	部
(4) チラシ (赤十字事業ご案内・各世帯用)	枚
(5) ポスター (掲示板等でご利用下さい)	枚
(6) 受領書 (10枚綴り) (各組・班で会費を取扱われる時に使用)	冊
(7) 封筒 (各世帯で会費募集時に使用・各世帯用)	枚
(8) 門標 (希望者のみ)	枚
(9) 特別会員名簿 (領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入)	1枚

※資料の数量および発送先につきましては、令和6年2月に実施したアンケートに基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和6年1月5日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、今年度中に、貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、お名前とご住所を記入し(空欄に電話番号)、事務局あてにご提出をお願いいたします。

※資材の発送については特定非営利活動法人 地域精神医療を考える市民の会 葦の会 ウイングスのご協力を得ています。

## 【事務局】

旭区社会福祉協議会

担当：杉山・門脇

電話：392-1123 / FAX：392-0222

## 目安額および資材内容一覧

会費を自治会費からお集めいただく自治会・町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和6年度 日赤会費（目安額）：\_\_\_\_\_円

算出根拠

対象世帯数（\_\_\_\_\_世帯）×95%×120円

## ◇資材内容一覧

世帯数：\_\_\_\_\_世帯／班数：\_\_\_\_\_班

資材名	数量
(1) 払込取扱票 (郵便局専用・青色)	枚
(2) 委嘱状 (各組・班で会費を取扱われる奉仕者用)	枚
(3) パンフレット (赤十字事業ご案内・各班回覧用)	部
(4) チラシ (赤十字事業ご案内・各世帯用)	枚
(5) ポスター (掲示板等でご利用下さい)	枚
(6) 受領書 (10枚綴り) (各組・班で会費を取扱われる時に使用)	冊
(7) 戸別募金用封筒 (各世帯で会費募集時に使用・各世帯用)	枚
(8) 門標 (希望者のみ)	枚
(9) 特別会員名簿 (領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入)	1枚

※資料の数量および発送先につきましては、令和6年2月に実施したアンケートに基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和6年1月5日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、今年度中に、貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、お名前とご住所を記入し(空欄に電話番号)、事務局あてにご提出をお願いいたします。

※資材の発送については特定非営利活動法人 地域精神医療を考える市民の会 葦の会 ウイングスのご協力を得ています

## 【事務局】

旭区社会福祉協議会

担当：杉山・門脇

電話：392-1123 / FAX：392-0222

【日赤資材追加送付依頼書】

別紙 2

自治会名 \_\_\_\_\_

ご記入者名 \_\_\_\_\_ (電話 \_\_\_\_\_)

令和6年度 日赤会費募集資材について追加送付のご希望は下記へご記入ください。

	資 材 名	数 量
(1)	払込取扱票 (青色)	
(2)	委嘱状 (カードサイズ)	
(3)	パンフレット (A5 小冊子)	
(4)	チラシ (A4 版両面)	
(5)	ポスター (A4 版片面)	
(6)	受領証 (10 枚綴)	
(7)	戸別募金用封筒	
(8)	門標	
(9)	特別会員名簿	
(10)	その他 ( _____ )	

◆お届け先の変更

今回お送りした届け先以外をご希望の場合は、下記へご記入願います。

会費資材 お届け先	〔住所〕
	〔氏名〕

◆送付日の希望

速やかに対応いたしますが、特にお急ぎの場合は、ご記入願います。

月 日 までに送付

※今年度中に貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、事務局宛てご提出をお願いいたします。

## 令和6年度 特別会員名簿

No.	氏名	〒	住所	受領年月日	社費額	電話番号
1		-			円	
2		-			円	
3		-			円	
4		-			円	
5		-			円	
6		-			円	
7		-			円	
8		-			円	
9		-			円	
10		-			円	
11		-			円	
12		-			円	
13		-			円	
14		-			円	
15		-			円	
16		-			円	
17		-			円	
18		-			円	
19		-			円	
20		-			円	

令和 年 月 日

日本赤十字社神奈川県支部長 あて

日本赤十字社神奈川県支部  
地区（地区本部・分区）長 印

※この名簿にご記入いただいた個人情報は、日赤特別会員名簿に関すること以外の目的で使用いたしません。

## 令和6年度 日赤会費募金目安額（案）

（単位：円）

＜参考＞

番号	地区連合町内会	令和6年度 目安額	令和5年度 目安額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰	1,009,060	1,071,750	8,844
2	白根	533,750	562,240	4,201
3	旭北	719,280	775,700	4,774
4	上白根	69,150	96,900	626
5	今宿	619,160	623,140	4,562
6	川井	538,330	539,700	4,185
7	若葉台	776,030	842,480	5,039
8	笹野台	595,810	601,540	3,817
9	希望が丘	394,730	392,040	3,261
10	希望が丘東	858,470	921,040	5,313
11	希望が丘南	401,430	380,260	2,986
12	さちが丘	459,240	442,210	3,764
13	万騎が原	373,380	370,440	2,766
14	二俣川	644,480	657,800	5,367
15	二俣川NT	486,540	451,060	3,915
16	旭中央	205,890	209,420	1,806
17	旭南部	527,790	522,630	3,709
18	左近山	490,880	491,450	4,306
19	市沢	312,620	377,530	1,873
20	その他	463,090	450,860	5,021
	<b>【合計】</b>	<b>10,479,110</b>	<b>10,780,190</b>	<b>80,135</b>

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様  
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会  
会長（旭区長） 権藤 由紀子

## 令和6年度旭区更生保護協会会費の納入について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。  
また、日頃より更生保護活動の推進にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。  
今年度の活動推進及び会費募集につきましても、ご協力をお願い申し上げます  
なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び納入にご協力をお願いいたします。

### 2 ご留意いただきたい点

- 令和5年度から更生保護協会会費は、日本赤十字社会費とは別の同封した払込票（赤色）を使用して、ゆうちょ銀行での払込をお願いしています。
- この赤色の払込票はゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが硬貨取扱にかかる費用は募集した会費からご負担いただきたく、ご理解くださいますようお願いいたします。
- 硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどの御配慮をくださいますようお願いいたします。
- 日本赤十字社会費は、今年度も引き続き専用払込票（青色）を使用いたします。別途ご依頼をさせていただきます。お間違えのないようお願いいたします。

### 【ゆうちょ銀行窓口での硬貨取扱手数料】

（1）硬貨取扱料金：50枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金（税込み）
1～50枚	無料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。ご参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 村瀬・千葉  
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

## 1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのお納入をお願いいたします。

### (1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局からお振込みください。

硬貨取扱手数料がかかる場合は、大変恐縮ですが、募集した会費からご負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日ご郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、硬貨取扱手数料のかかる場合のみ金額を必ずご確認ください。また、払込票（赤色）に募集会費、硬貨取扱手数料、納入金額等の必要事項をご記入いただくようお願いいたします。

### (2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にお持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

## 2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合  
 募集会費総額【5,000円】－硬貨取扱手数料【825円】＝納入額【4,175円】

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担		
02	口座記号		口座番号		金額	千 百 十 万 千 百 十 円						
0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0	※¥4,175	
加入者名 各種団体募金事務局					料金	備考						
通信欄・ご依頼人 【No.1 ●●自治会】<●●は印字済> お集めいただいた更生保護協会費 [ 5,000 円] －硬貨取扱手数料[ 825 円 ] = ※納入金額[ 4,175 円] ※郵便局窓口で硬貨取扱手数料の金額を御確認の上、御記入ください。												
241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35					日 附 印							
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様					日 附 印							
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。												

振替払込請求書兼受領証											
口座記号番号		加入者名		金額		ご依頼人		料金		備考	
0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0	通常払込料金加入者負担
各種団体募金事務局					※¥4,175		様		日 附 印		
記載事項を訂正し、その箇所に訂正印を押してください。 切り取らないでください。											
この受領証は、大切に保管してください。											

例2) 10円×52世帯＝520円(10円玉を52枚)を窓口で納入する場合  
 募集会費総額【520円】－硬貨取扱手数料【550円】＝納入額【▲30円】  
 ⇒納入額がマイナスになってしまうため、硬貨を少なくする等のご協力を御願いたします。

裏面あり

## 更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次によりお取扱いをお願いします。

### 1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

### 2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

**【貴自治会目安額】**

対象世帯数\_\_\_\_\_世帯×95%×10円：\_\_\_\_\_円

### 3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末でお願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、**令和6年9月末を目安**にご納入くださいますようお願いいたします。

### 4 戸別会費募集用封筒について

ご利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

## 令和6年度 更生保護協会費目安額（案）

【町内会会費】

（単位：円）

No	地区連合町内会	令和6年度 目標(目安)額	昨年度 目標(目安)額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰地区	60,580	60,740	8,844
2	白根地区	39,840	40,130	4,201
3	旭北地区	45,270	46,270	4,774
4	上白根地区	5,930	6,160	626
5	今宿地区	43,300	43,300	4,562
6	川井地区	39,720	40,250	4,185
7	若葉台地区	47,830	48,120	5,039
8	笹野台地区	36,240	36,450	3,817
9	希望が丘地区	29,550	29,670	3,261
10	希望が丘東地区	50,380	50,440	5,313
11	希望が丘南地区	28,340	27,470	2,986
12	さちが丘地区	35,750	35,610	3,764
13	万騎が原地区	26,230	25,860	2,766
14	二俣川地区	50,930	50,890	5,367
15	二俣川NT地区	37,150	37,510	3,915
16	旭中央地区	17,140	17,440	1,806
17	旭南部地区	35,210	35,300	3,709
18	左近山地区	40,890	40,940	4,306
19	市沢地区	17,770	17,740	1,873
20	その他（連合未加入）	40,680	40,160	5,021
総計		728,730	730,450	80,135

（補足）目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円（※10円未満切り捨て）

※参照登録世帯数…令和6年1月5日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿

# 区連会 資料 3 - 4

旭地振第1号  
令和6年4月18日

地区連合自治会町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

## 令和6年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業活動助成金について

旭区内の地域防犯力を高め、街頭犯罪等の発生を抑止していくため、今年度も防犯自主活動実施主体となる予定の自治会町内会を対象に「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」を交付し、地域防犯活動を支援します。

については、下記要領にて助成金の申請の受付を開始いたしますので、希望される団体は、申請書類を作成の上、下記担当まで御提出くださるようお願い申し上げます。

### 1 助成対象となる事業

令和6年度に地区連合町内会又は自治会町内会が実施する**地域自主防犯活動事業費**

【主な具体的用途】消耗品費（防犯腕章、ジャンパー等）、印刷製本費（チラシ等印刷）、  
通信運搬費（郵送料）、燃料費（パトロール車ガソリン代）等

**※酒類の購入費、防犯灯に関する経費、総会等への参加費は補助対象外です。**

### 2 助成額

#### (1) 地区連合

「活動経費（支出予定総額）」の1/2とし、50,000円を上限とします。

#### (2) 単位自治会町内会

「活動経費（支出予定総額）」の1/2とし、20,000円を上限とします。

### 3 交付条件

(1) **地区連合**については「月1回以上」、**単位自治会町内会**については「週1回以上」の防犯活動（パトロール、見守り活動、研修会等）の実施を条件としております。

(2) 当助成金を申請する地区連合傘下の単位自治会町内会が申請する場合には、地区連合主催分の活動実績を単位自治会町内会の活動予定として**重複計上をすることができません**ので御注意ください。

(3) 地区連合の申請については、地区連合が**主催**して防犯活動を月1回以上実施する場合についてのみ助成をします。

裏面へ続く

- (4) 実績報告の際は、1件(同一案件)の支出合計金額が10万円以上のものがある場合は、領収書の写しも併せて御提出ください。
- (5) 地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金等補助の対象経費が定められている「他の補助金」の交付を受ける場合には、当助成金の対象支出経費を重複して計上することができません(対象外経費)ので御注意ください。
- (6) 助成金は旭区予算の範囲内で交付決定します。そのため、申請団体が多い場合には助成額を一律減額決定する場合がありますので、御承知おきください。
- (7) 助成金は前金払いで交付しますが、翌年4月に活動実績報告書類を御提出いただきます。その際、交付決定金額の2倍以上の支出額がなかった場合には、交付額の2倍の金額との差額を返還していただくこととなりますので御注意ください。
- (8) 前年度の助成金の交付を受け、実績報告書類を提出していない場合は、今年度の申請ができませんので、未提出の団体は至急報告書類を御提出ください。

#### 4 申請方法及び申請関係書類

以下の3点の書類を郵送または直接区役所地域振興課窓口へ御提出ください(ホームページにも申請書様式が掲載されておりますので、御活用ください)。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 年間活動計画書(各団体独自のもので防犯活動日程・内容が明記されたもの)

※ これらの提出された書類は、横浜市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、公開の対象となります。

※ ホームページ掲載箇所

横浜市旭区トップページ → 区の暮らし・総合 → 防災・防犯 → 防犯  
→ 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金について

#### 5 申請期限

令和6年6月28日(金)まで

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12  
旭区役所地域振興課 地域活動係(窓口21番)  
担当:石澤・山田 TEL 954-6091

第1号様式（第6条第1項）

助成金交付申請書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者名）

（担当者名）

（連絡先電話番号）

地域防犯活動の推進のため、年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥

2 添付資料

- （1） 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- （2） 収支予算書（第2号様式）

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

第2号様式（第6条第2項）

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金		旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
収入合計		

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明
助成対象経費	会議費		
	活動費		
	事務費		
助成対象外経費			
	支出合計		

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

助成金交付申請書

申請書の提出日をご記入ください。

年 月 日

横浜市旭区長

会長の住所をご記入ください。

(住 所) 旭区〇〇〇〇〇

(自治会町内会名) 〇〇〇自治会

(代表者名) 旭 太郎

(担当者名) 同上

(連絡先電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

書類作成担当者がある場合にご記入ください。会長が作成する場合は「同上」とご記入ください。

地域防犯活動の推進のため、令和 年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥20,000

助成金の申請額は、補助対象経費全体の1/2又は上限額です。

【上限額】

- ・地区連合の場合 : 50,000円
- ・単位自治会の場合 : 20,000円

2 添付資料

- (1) 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- (2) 収支予算書（第2号様式）

防犯活動の日程、内容などが記載されたものを添付してください。

(助成の条件)

- ・地区連合 : 月1回以上の活動
- ・単位自治会 : 週1回以上の活動

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金	20,000	旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
	30,000	自治会防犯活動費
収入合計	50,000	

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明	
助成対象経費	会議費	5,000	会議室使用料	
	活動費	物品費	30,000	防犯用ベスト購入@3,000円×10着
		印刷費	10,000	啓発チラシ印刷 @20円×500枚)
		事務費	5,000	会議資料等複写代
	助成対象外経費			
	支出合計	50,000		

収入額と支出額は同額となります。  
内は同じ金額です。

対象外経費がある場合は記入してください。

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

## 令和6年度「旭区タウンミーティング」の実施について

旭区では、より住みやすい地域づくりに向けて、地域の皆様と区役所がともに考え、協働していくことを目的に、平成17年度よりタウンミーティングを実施しています。

令和6年度は、次のとおり実施しますので、開催を希望される地区は、希望調査票を御提出ください。

### 1 令和6年度実施内容

#### (1) 開催方法

**地域の皆様の関心が高い項目（1～2項目）をテーマとし、区長・関係職員との意見交換を実施**

※連合自治会町内会と区役所の共催で開催

【昨年度のテーマ例】

旭区における子育て支援の取組、魅力あるまちづくり、自治会の魅力発信と諸問題解消に向けて、地区の取組の報告と意見交換

#### (2) 開催時期

令和6年6月、7月、9月

### 2 依頼事項

開催を希望する場合は、「令和6年度タウンミーティング開催希望調査票」を御提出ください。

【提出期限】原則開催希望日の2か月前

【提出先】総括支援担当（地区担当の部長または課長）

### 3 その他

各地区連合からの御要望につきましては、別紙1「連絡先フローチャート」別紙2「御要望について」を御参考いただき、総括支援担当まで御相談ください。

#### 【担当】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

奥村、福井、板橋

TEL : 954-6028、FAX : 955-3341

Eメール : [as-chiikiryouku@city.yokohama.jp](mailto:as-chiikiryouku@city.yokohama.jp)



## 連絡先フローチャート

要望内容は・・・  
道路補修、街路樹、公園、  
河川、下水道、水路  
ですか？

はい

旭土木事務所へ、御連絡ください。  
電話：953-8801  
FAX：952-1518  
電子メール：  
do-asahiiken@city.yokohama.jp

【以下についてお伝えください。】

- ① 連合自治会町内会名
- ② 要望場所（旭区△町△丁目△番の住所及び目標施設）
- ③ 要望内容（例：ガードレールの補修、道路の穴埋め、公園施設の補修）
- ④ 要望者のお名前、御住所、電話番号
- ⑤ 現場写真（添付可能な場合）

いいえ

要望内容は・・・  
横断歩道、信号機、  
道路標識  
ですか？

はい

旭警察署へ、御連絡ください。  
電話：361-0110

いいえ

要望内容は・・・  
防災、防犯、  
市民利用施設等  
ですか？

はい

「要望書」を作成し、  
区役所へ、御提出ください。

いいえ

その他、御不明な点は、  
総括支援担当へ御相談ください。

内容によって相談先  
が異なるので、確認  
が必要だね。



## 御要望について

各地区連合から御要望がある場合は、「要望書」を作成し、ご提出ください。

### 1 対象となる内容

防災、防犯、市民利用施設の補修など

※各種要望の相談先につきましては、別紙1「各種要望の連絡先」を参照ください。

(既に電話や窓口、文書等で、直接所管課に御連絡いただいている場合は、提出不要です。)

### 2 提出方法

【提出先】総括支援担当 (地区担当の部長または課長)

### 3 回答時期

案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答いたします。

#### 【土木事務所への直接依頼について】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応するため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■電話：045-953-8801 ■F A X：045-952-1518

■電子メール：do-asahiiken@city.yokohama.jp

※F A Xや電子メールによる要望につきましては、旭土木事務所から内容確認の御連絡をする場合がありますので予めご了承下さい。

#### 【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当 (旭区役所本館2階21番窓口) 奥村、福井、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341、Email：as-chiikiryoku@city.yokohama.jp

旭区長あて

地区連合自治会町内会名： \_\_\_\_\_

会長・氏名 \_\_\_\_\_

## 要 望 書

次のとおり、 \_\_\_\_\_ 地区の要望書を提出しますので、回答願います。

要望に関する連絡先 自治会・町内会名： _____ 氏 名： _____ 電 話 番 号： _____
--

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備    市民利用施設の補修    防災    防犯

その他 ( \_\_\_\_\_ )

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備考
		別紙資料  有 ・ 無 ※○をつけてください。

<記入する上での注意事項>

- (1) 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。  
御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- (2) 特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- (3) **市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- (4) 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- (5) **地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。

# 記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。また、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、総括支援担当へ御提出ください。

令和 年 月 日

●●地区連合自治会町内会  
会長 ▲▲ ▲▲

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

## 要 望 書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

自治会・町内会名は、原則、開示の対象です。

要望に関する連絡先

自治会・町内会名：あさひさんさん自治会

氏名：旭 太郎

電話番号：045-954-6028

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備

市民利用施設の補修

防災

その他（

）  
※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説明	備考
	<p>★<b>要望の背景や経緯、場所（住所）、要望する理由などを含めて、具体的にお書きください。</b></p> <p>※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。</p>	<p>別紙資料</p> <p>○・無</p> <p>※○をつけてください。</p>

< 記入する上での注意事項 >

- （1）要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- （2）特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- （3）**市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- （4）緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- （5）**地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。

## 「地域活動に役立つ！ デジタル活用講座」の結果報告について

### 1. 開催概要

日 時 令和6年3月8日（金）18時から19時15分

場 所 旭公会堂

参加者数 87名

#### 内 容 **第1部 講演**



- ・比較的身近なアプリである「LINE」の活用方法
- ・自治会費集金の電子化、電子掲示板、電子回覧板などのツールやアプリの紹介
- ・SNSの活用方法、若い世代に興味をもってもらえる発信方法 等

#### ◆講師◆

- ・杉浦裕樹氏（NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ代表理事）  
まちづくりとデジタル活用をテーマに20年以上活動。町内会等の地域活動を実践。



#### 第2部 トークセッション

地域でスマホサポートなどのデジタル支援活動に取り組んでいる実践者から、自治会町内会・地域活動団体のデジタル活用におけるポイントなどを伺いました。

#### ◆登壇者◆



- ・山口正斗氏（NPO 法人 MIKs 代表理事）  
デジタル支援を行う NPO 法人を立ち上げ。旭区・瀬谷区のケアプラザ等で講座を実施。
- ・岩崎桂子氏（笑顔サポーターわらび（笑日））  
音楽とスマホ教室で地域を元気にする活動で自治会等に出張講座を実施。



二次元バーコードから、当日の投影資料  
をダウンロードいただけます。  
地域でご活用ください。



### 2. アンケート結果（抜粋） 参加者 87 名中、回答 40 名

- 講座の内容を通して、印象に残ったこと、やってみたいと思ったことを教えてください。
  - ・会費（自治会費）のオンライン徴収が素晴らしいと思った。
  - ・役員間の LINE を立ち上げたいと思う。
  - ・少しレベルが低かった。実際の活用方法、やり方を教えてほしかった。スマホサポーター講座は良いと思った。
- 地域活動をする中で課題だと感じていることを教えてください。
  - ・紙ベースの回覧板（回覧に1ヶ月かかり情報が古くなる）、対面での現金集金
  - ・地域のイベント情報、ボランティア情報がスマホで調べられない。
  - ・スマホを持っていない人がいる中、どのようにデジタル化していくか。
- 地域でデジタルを活用していくにあたり、どのような支援があるといいと思いますか。
  - ・自治会長内会向けに具体的な内容のデジタル活用講座があるといい。
  - ・SNSによる情報発信、情報収集の立ち上げへの技術的支援があるとありがたい。
  - ・費用がかかる講座受講や、アプリを利用する際の手数料の援助。